



# 認知症対応型共同生活介護 サービス利用料金表

グループホームいるか乃里

R6,6,1～ 単位:円/日

費 目		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
保険給付一割負担分(※)	① 基本介護費	¥761	¥765	¥801	¥824	¥841	¥859	
	各加算	② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥18					
		③ 医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	¥37					
		④ 初期加算	¥30(※)					
		⑤ 若年性認知症利用者受入加算	¥120					
		⑥ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	¥3					
		①+②+③+⑥=(イ)	¥819	¥823	¥859	¥882	¥899	¥917
	(イ)×30日分=(ロ)	¥24,570	¥24,690	¥25,770	¥26,460	¥26,970	¥27,510	
	⑦介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (ロ)×17.8%=(ハ)	¥4,373	¥4,395	¥4,587	¥4,710	¥4,801	¥4,897	
	(ロ)+(ハ)=(ヘ)	¥28,943	¥29,085	¥30,357	¥31,170	¥31,771	¥32,407	
保険外負担分	室料・食費・その他	⑧ 家賃(水道光熱費含む)5帖室	¥69,000/30日分 (¥2,300/日)					
		⑨ 家賃(水道光熱費含む)7帖室	¥75,000/30日分 (¥2,500/日)					
		⑩ 家賃(水道光熱費含む)トイレ付室	¥90,000/30日分 (¥3,000/日)					
		⑪ 朝食・昼食・夕食	¥48,000/30日分 ¥1,600/日(朝食¥400、昼食¥600、夕食¥600)					
		⑫ その他の料金	実 費					
	⑧+⑩+⑫=(ト)		¥117,000/30日分(¥3,900/日)					
	⑨+⑩+⑫=(チ)		¥123,000/30日分(¥4,100/日)					
⑩+⑪+⑫=(リ)		¥138,000/30日分(¥4,600/日)						
費用合計	自己負担合計(30日分) (ヘ)+(ト)		¥145,943	¥146,085	¥147,357	¥148,170	¥148,771	¥149,407
	自己負担合計(30日分) (ヘ)+(チ)		¥151,943	¥152,085	¥153,357	¥154,170	¥154,771	¥155,407
	自己負担合計(30日分) トイレ付 (ヘ)+(リ)		¥166,943	¥167,085	¥168,357	¥169,170	¥169,771	¥170,407

※ 保険給付一割負担 …………… 基本的には一割負担、九割は介護保険負担となりますが、利用者様の所得金額に応じて、三割負担の方もおられます。

※ ④初期加算 …………… 1日に付き30単位を加算(登録日より30日まで)、30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合も算定できます。

※ その他各加算について

② サービス提供体制強化加算…次のいずれかに該当する場合には加算されます。

- (Ⅰ) 介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が70%以上の場合
- (Ⅱ) 介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上の場合
- (Ⅲ) 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合。または、  
介護従事者総数のうち勤続7年以上の者の占める割合が30%以上の場合

③ 医療連携体制加算…次のいずれかに該当する場合には加算されます。

- (Ⅰ)イ 事業所看護師を常勤換算で1人以上配置し、病院、診療所、訪問看護ステーションと  
連携し24時間連絡出来る体制を確保。重度化した場合の指針を定め、家族に説明。
- ロ 事業所看護師を常勤換算で1人以上配置
- ハ 看護師より24時間連絡出来る体制を確保
- (Ⅱ) 上記イ～ハのいずれかを算定。該当する医療的処置を実施している場合

⑤ 若年性認知症利用者受入加算… 65才以下の若年性認知症の診断を受けている方に算定。認知症行動・心理症状緊急対応加  
を算定している場合は算定しない

⑥ 認知症専門ケア加算…次のいずれかに該当する場合には加算されます。

- (Ⅰ) 認知症日常生活自立度Ⅲ以上のものが、入居者の1/2以上  
認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置  
認知症ケアに関するミーティング・カンファレンスの定期開催
- (Ⅱ) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者修了者・  
認知症ケアに関する専門性の高い看護師 1名以上を配置し、研修計画の作成と実施

⑦ 介護職員等処遇改善加算… 介護職員、その他職員の賃金改善について、規定された賃金改善に関する計画を策定し、  
当該計画に基づき、適切な措置を講じた場合に算定。加えて、該当する所定の規定を、適正  
に実施している場合に算定できる。